

# 新月中学校ホームページ公開規定

本校はホームページ公開に際し、以下に定める規定に基づいて運用を行うこととする。

## 1 ホームページ作成の目的

- (1) 学校教育活動全般にわたる情報を、生徒・保護者・地域及び教育関係機関等にホームページを通じて広く公開し、活動に対する意見や情報などを受信・収集する。
- (2) 公開した情報とそれによって収集した情報は、学校教育活動の中で積極的に活用し、「開かれた学校」づくりを推進する。
- (3) 自然災害や伝染病等で学校が臨時休業になった場合、ホームページを活用して現在の状況（被害状況や罹患者数など）や保護者への依頼、生徒の学習課題の提示等を速やかに行う。

## 2 ホームページ作成の基本方針

- (1) 新月中学校独自の内容で作成し、形式にとらわれないものとするが、目的を逸脱しないよう留意する。
- (2) 教職員、生徒の教育活動、表現活動の一部と捉え、積極的な活用と情報更新に努める。

## 3 作成上の留意点

### (1) ホームページ公開の中止

- インターネットの性格上、不特定多数のユーザーに情報が公開されることを留意し、悪用の恐れが発覚した場合は速やかに公開を中止する。
- ① 情報教育担当は、月に一度異常の有無や利用頻度のチェック等を行い、その結果を校長に報告する。
  - ② 校長が中止した方が良いと判断した場合、ホームページ公開を中止する。

### (2) 個人情報発信とその範囲

- 公開する情報が学校、個人（教職員・生徒・保護者）のプライバシーの侵害に当たるかどうかを十分に検討した上で発信をする。
- ① 氏名は原則として使用しない。使用する場合はイニシャルとする。
  - ② プライバシーに関与するもの（住所、生年月日、電話番号など）は公開しない。
  - ③ 画像情報（写真）は個人が特定できないような処理をして掲載する。
  - ④ 校長、担任、生徒及び保護者の承諾があり、効果が期待される場合、個人情報を使用することができる。（例：絵画、習字、短歌など生徒作品の紹介）

### (3) 著作権の保護

- 公開しようとする情報が著作権に触れる恐れのあるものかどうか慎重に検討し、その恐れのあるものは絶対に公開しない。
- ① 著作権に対する研修を行い、常に著作権がどこに属しているかを認識し、開設・更新時に点検の上、情報を公開する。
  - ② 生徒作品は各種団体の募集作品かどうか、特に著作権が移動していないかどうかを確認した上で使用する。
  - ③ 作品の一部、あるいはすべてが著作権に抵触していないかをよく確認した上で使用する。少しでも疑いがある場合は一切使用しない。

#### (4) 情報モラルの徹底

他人を中傷したり、プライバシーや著作権の侵害が行われないよう、ホームページやインターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルを涵養する。

- ① 別に定める「新月中学校個人情報取扱規定」に留意する。
- ② 技術科「情報教育」の単元を通して、情報モラルの育成を図る。

#### (5) セキュリティの確保

ホームページを公開するに当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるとともに、セキュリティについても徹底する。

- ① 個人情報を含むデータは、十分にセキュリティ面を考慮したサーバーに置くか、もしくは外付けハードディスクやU S Bメモリー等の媒体に保存して管理し、外部のネットワークからは決して閲覧できないよう十分に配慮する。
- ② ウィルス被害を予防するために、最新のウィルス駆除ソフトをインストールするか、定期的な検査を専門業者に依頼する。

#### (6) 取り扱い責任者

情報受発信の最終監督権は学校長とする。

- ① 情報等の発信は、各作成者が責任をもち、学校長が監督する。
- ② 情報等の受信は、各受信者が責任をもち、学校長が監督する。
- ③ ホームページやインターネット等の利用取り扱いを適正に推進していくために、学校長は取り扱い責任者（情報教育担当）を置く。

#### (7) ホームページ公開規定の見直し

学校教育におけるホームページやインターネット利用の進展に伴い、この公開規定に示した事項に見直しが生じたときは、校内において十分な検討を経て、規定の見直しを行うものとする。

#### (8) ホームページ上での規定の明記

本ホームページは気仙沼市立新月中学校の公式ホームページとする。また、本規定を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。